

おかやま地域子育て支援拠点認定要綱

(目的)

第1条 本要綱は、地域の乳幼児及びその保護者が自由に相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談等の援助を行う事業について、県民からの認知度を高めることによりその利用を促すことを目的とする。

(定義等)

第2条 本要綱においておかやま地域子育て支援拠点とは、次条の認定基準に従って知事が認定した場所をいう。

2 前項の場所は、屋内の場所であるか否かを問わない。

3 おかやま地域子育て支援拠点の愛称を、ももっこステーションとする。

(認定基準)

第3条 前条第1項の認定は、次の各号のすべてに該当する事業を現に実施している岡山県内の場所について行う。

(1) 地域の乳幼児及びその保護者の交流の場としての機能を有するもの

(2) 原則として前号に該当する者が誰でも利用できるもの

(3) 事業を実施する場所が一定しているもの

(4) おおむね10組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有する場所で実施されているもの（保育所その他の施設であって、児童の養育及び保育に関する専門的な支援を行うものを除く。）

(5) 概ね1週間に1日以上開設されているもの

(6) 原則として利用者が任意の時間に入退場できるもの

(7) 他の事業の紹介を主たる目的としないもの

(8) 開設時間において、子育てに関する意欲を有する従事者を配置しているもの

(9) その場所において継続的に事業を実施することができる権原等が確保されているもの

(10) 特定の政治的又は宗教的目的を有する活動を行わないもの

2 近隣地域の人口集積度、実施する事業の態様等の事情により、知事が特に必要と認める場合は、前項第5号中「1週間」を「2週間」と読み替えて適用する。

(申請等)

第4条 前条の認定基準に該当する事業を現に経営している者は、認定申請書（認定様式第1号の1又は認定様式第1号の2）を知事に提出することにより、第2条第1項の認定を申請することができる。

2 知事は、原則として期間を定め、前項の申請書を受け付ける。

3 第1項の申請及び第7条第1項の通知は、対象となる場所を管轄する県民局長を経由して行うものとする。ただし、岡山市、倉敷市、高梁市、新見市又は真庭市において実施されているものはこの限りでない。

4 地方公共団体が開設した場所における第1項から前項まで、次条第1項及び第3項並びに第7条の規定の適用については、「認定申請書」とあるのは「認定協議書」と、「申請」とあるのは「協議」と、「申請書」とあるのは「協議書」と、「申請者」とあるのは「協議者」と読み替える。

(認定証の交付等)

第5条 知事は、前条第1項の申請の内容が第3条の認定基準に適合すると認めるときは、有効期間を定めて認定し、申請者に対して認定証（認定様式第2号）を交付する。

2 知事は、前項の有効期間が満了する場合において、認定に係る場所で実施されている事業（以下「認定事業」という。）の状況が第3条の認定基準に適合すると認められるときは、認定期間を更新し、新たに認定証を交付する。

3 知事は、前条第1項の申請の内容が第3条の認定基準に適合しないと認めるときは、その理由を付して、認定しない旨を申請者に通知する。
（認定内容の確認）

第6条 知事は、毎年1回、認定事業の状況を確認する。
（認定内容の変更等）

第7条 認定を受けた者は、認定事業のうち申請書の記載事項に変更が生じた場合又は認定事業を廃止、休止若しくは譲渡した場合は、児童福祉法、社会福祉法又はこれらに基づく命令に基づいて当該事実を県の機関に届け出たときを除き、速やかに知事に通知するものとする。

2 知事は、認定証の記載事項に変更が生じたときは、認定証を書き換え、交付する。
（業務状況の調査等）

第8条 知事は、特に必要があると認めるときは、認定事業について調査し、又は必要な要請をすることができる。
（認定の取消し等）

第9条 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業が第3条の認定基準に適合しないと認められたとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (3) 前条の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は要請に応じなかったとき
- (4) 認定事業を廃止し、又は1年を超えて休止したとき
- (5) その他この制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき

2 前項の規定により認定を取り消そうとする場合には、知事は、対象者に対して意見陳述の機会を設けるものとする。

3 認定を受けた者が認定事業を廃止したとき又は認定を取り消されたときは、認定証及び次条第2項の広告物を知事に返納しなければならない。
（広告）

第10条 知事は、おかやま地域子育て支援拠点のシンボルマーク等を制定するものとする。

2 知事は、認定を受けた者に対し、前項のシンボルマーク等を表示する広告物を交付し、認定を受けた者は公衆の目に触れやすい場所にこれを掲出するものとする。

3 認定を受けた者は、前2項のシンボルマーク等及び広告物のほか、認定を受けた場所である旨を表示することができる。
（認定事業の公表等）

第11条 知事は、認定事業の内容等について公表し、県民への周知を図るものとする。
（認定事業者の責務）

第12条 認定を受けた者は、認定事業の安全性及び信頼性に鑑み、次の各号に掲げる事項について、特に留意するものとする。

- (1) 立場に応じ、安全管理、衛生管理、防災及び防犯に関して必要な措置を実施し、又は実施

されるよう取り計らうこと

(2) 利用者等の個人情報を保護すること

2 認定を受けた者は、認定事業の経営に当たって次の各号のすべてに配慮するものとする。

(1) 市町村等の関係機関及び地域と連携して認定事業を実施すること

(2) 地域の子育て関連情報を提供すること

(3) 従事者を研修又は交流会等に参加させ、支援の質の向上を図ること

(4) 認定事業に関する情報発信を積極的に行うこと

(5) 認定事業の実施に関する記録を作成すること

(安全確保の責任)

第 13 条 本要綱は、認定により事業の安全性を保証するものではなく、利用者等の安全を確保する責任は、認定を受けた者が負うものとする。

(事務処理)

第 14 条 本要綱中、知事が行う認定に関する事務は、保健福祉部子ども未来課において行う。

(その他)

第 15 条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

1 本要綱は、平成 24 年 7 月 30 日から施行する。

2 知事は、本要綱の目的が達成されたと認められる日をもって、廃止の措置を講じる。

附 則

本要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。